建築についての相談・事前協議の窓口

お気軽にご相談ください！

地域	所　属　名	電話・ＦＡＸ番号
熊本市	熊本市都市建設局建築指導課建築審査室	TEL 096-328-2516 FAX 096-351-2182
宇城地域	県央広域本部宇城地域振興局景観建築課	TEL 0964-32-2404 FAX 0964-32-5124
玉名地域	県北広域本部玉名地域振興局景観建築課	TEL 0968-74-2145 FAX 0968-74-2249
鹿本地域	県北広域本部鹿本地域振興局維持管理調整課 (山鹿市役所建設部都市計画課内)	TEL 0968-44-2280 FAX 0968-44-2272
菊池地域	県北広域本部景観建築課	TEL 0968-25-2724 FAX 0968-25-4227
阿蘇地域	県北広域本部阿蘇地域振興局維持管理調整課	TEL 0967-22-1118 FAX 0967-22-4370
上益城地域	県央広域本部上益城地域振興局景観建築課	TEL 096-282-3210 FAX 096-282-3210
八代市	八代市建設部建築指導課	TEL 0965-33-4750 FAX 0965-32-8944
その他の八代地域	県南広域本部技術管理課	TEL 0965-33-4182 FAX 0965-33-4051
芦北地域	県南広域本部芦北地域振興局維持管理調整課	TEL 0966-82-2530 FAX 0966-82-4059
球磨地域	県南広域本部球磨地域振興局維持管理調整課	TEL 0966-24-4231 FAX 0966-24-8170
天草市	天草市建設部 建築課建築指導係	TEL 0969-32-6797 FAX 0969-23-5311
その他の天草地域	天草広域本部技術管理課	TEL 0969-22-4392 FAX 0969-23-0305

又は相談について

土木部建築住宅局建築課アートポリス・ＵＤ班	TEL 096-333-2537 FAX 096-384-9820

UD（ユニバーサルデザイン）データバンク

県では、県下のUDに配慮して整備された建築物を、収集・分析・蓄積したＵＤデータバンクホームページを構築し、公開しています。今後の整備の参考にぜひご覧ください。

●「UD（ユニバーサルデザイン）データバンク」ホームページＵＲＬ
http://portal.kumamoto-net.ne.jp/ud-kenchiku/

くまもと
ユニバーサルデザイン

発行　熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1　TEL 096-333-2202
熊本県土木部建築住宅局建築課
TEL 096-333-2537

発行者：熊本県
所属：健康福祉政策課
発行年度：平成26年度

誰もが利用しやすい

建築物の整備ガイド

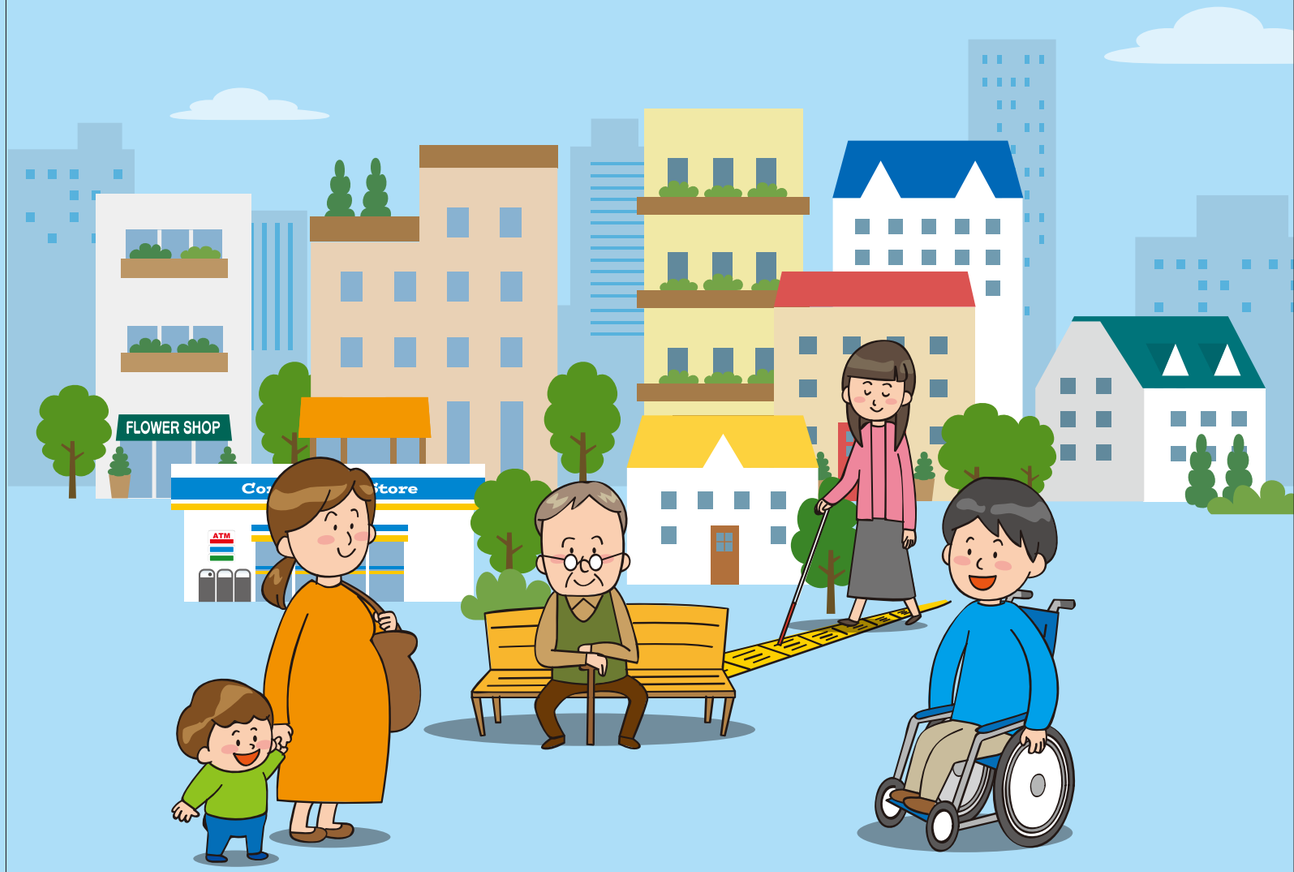

この整備ガイドは、建築主の皆さんが
高齢の方や障がいのある方など
誰もが利用しやすい建築物を整備する際の手引書です。

熊本県

建築主に求められること

本県は、全国の中でも高齢化が進んでおり、高齢者や障がい者をはじめとして、県民だれもが住み慣れた地域で安全で安心な生活を営むことができる環境の整備が急務となっています。

高齢になると視野が狭くなったり、つまづきやすくなったり、機敏な行動ができなくなったりします。また、乳幼児と一緒に行動する場合には、手荷物が多くなったり、ベビーカーの移動や置き場に困ることがあります。障がいのある人にとって、床に段差があったり、トイレが利用できない場合は、外出そのものができなくなる場合があります。

そのため、店舗、飲食店、病院、銀行など、日常生活の中で**多数の人が利用する建築物（特定建築物）**の建築主は、出入口・廊下・階段・トイレ等を高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすい建物となるよう努める必要があります。

バリアフリー法（※１）や**やさしいまちづくり条例**（※２）では、誰もが利用しやすい基準を示しており、この基準にあった建築物の整備を進めていくことが求められています。

※１　バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称です。
多数の人が利用する建築物（特定建築物）や公共交通機関等を、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにするための建築主の責務や特定建築物等が満たすべき基準（建築物移動等円滑化基準）などを定めています。

※２　やさしいまちづくり条例

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の通称です。

バリアフリーとは…

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするときに、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路などの段差など目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなど、目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるように、これらのバリアを取り除いていくことをバリアフリーといいます。

UD（ユニバーサルデザイン）とは…

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関係なく、だれもが利用できるような製品や環境をデザインするということです。今日では、情報も含むサービスやコミュニケーションに対しても提唱され、「すべての人が生活しやすい社会をデザインする」といった広い意味を持っています。

Content
目次

1ページ
建築主に求められること

3ページ
「やさしいまちづくり条例」の特徴
1 条例の対象者
2 利用者からの意見聴取
3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大
4 事前協議制度

5ページ
誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント
7ページ　屋外空間（駐車場・アプローチ）
9ページ　屋内空間（出入口・廊下）
11ページ　階段
12ページ　エレベーター
13ページ　トイレ
15ページ　多機能トイレ
16ページ　案内サイン
17ページ　その他の施設

18ページ
バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント
＜バリアフリー法のポイント＞
＜やさしいまちづくり条例のポイント＞
＜法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧＞

「やさしいまちづくり条例」の特徴

平成７年３月に制定された「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（通称 やさしいまちづくり条例）」では、県や県民、事業者の皆さんが、やさしいまちづくりを進めるために取り組むべきことを規定するとともに、**①県民意識の高揚を図る**こと、**②社会環境の整備を進める**こと、**③生活環境の整備を進める**ことの３つの基本方針に基づいて、各種の施策を総合的に取り組んでいくこととしています。

建築物の整備については、より一層、日常生活に身近な建物が利用しやすいものとなるよう、やさしいまちづくり条例で次のような規定を設けています。

1 条例の対象者

トピックス

熊本県内の高齢者等の割合

平成25年度時点で、熊本県の高齢化率は27.2%、障害者手帳所持者率は7.2%でともに全国平均より高く、年々増加傾向にあることから、誰もが円滑に利用できる建築物の整備の必要性はますます高まってきています。

2 利用者からの意見聴取

ユニバーサルデザインによる建築物の整備を行う際に、利用者の意見をできるだけ反映することが、より使いやすい建築物の整備につながります。やさしいまちづくり条例では、特定建築物の建築等に当たって、設計から施工に至るまでのプロセス（過程）を重視し、高齢者や障がい者等からの意見を聴くように努めなければならないという規定を設けています。

＜意見聴取の例＞

ワークショップ（様々な人が自由に意見を出し合って提案をまとめ上げる手法）、アンケート調査、ヒアリング（聞き取り調査）などの方法があります。設計及び施工の早い段階で実施すると効果的です。

3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大

不特定多数の者又は主に高齢者、障がい者等が利用する建築物（特別特定建築物）で床面積2,000㎡（公衆トイレは50㎡）以上のものを建築する場合は、バリアフリー法で定められた基準に適合する義務があります。

やさしいまちづくり条例では、この義務付け対象建築物の種類を増やしたり、ユニバーサルデザインによる整備の必要性が高い建築物については、床面積がより小さいものから基準を設けています。

4 事前協議制度

事前協議制度は、バリアフリー法ややさしいまちづくり条例に定められた特定建築物等の建築主等へ、指導・助言を的確に行うために設けられているものです。

特定建築物等の建築等を行う際に、一定の規模以上については、**基本的な計画を策定した時点で**、県広域本部及び地域振興局または熊本市・八代市・天草市の建築担当窓口で事前協議を行う必要があります。

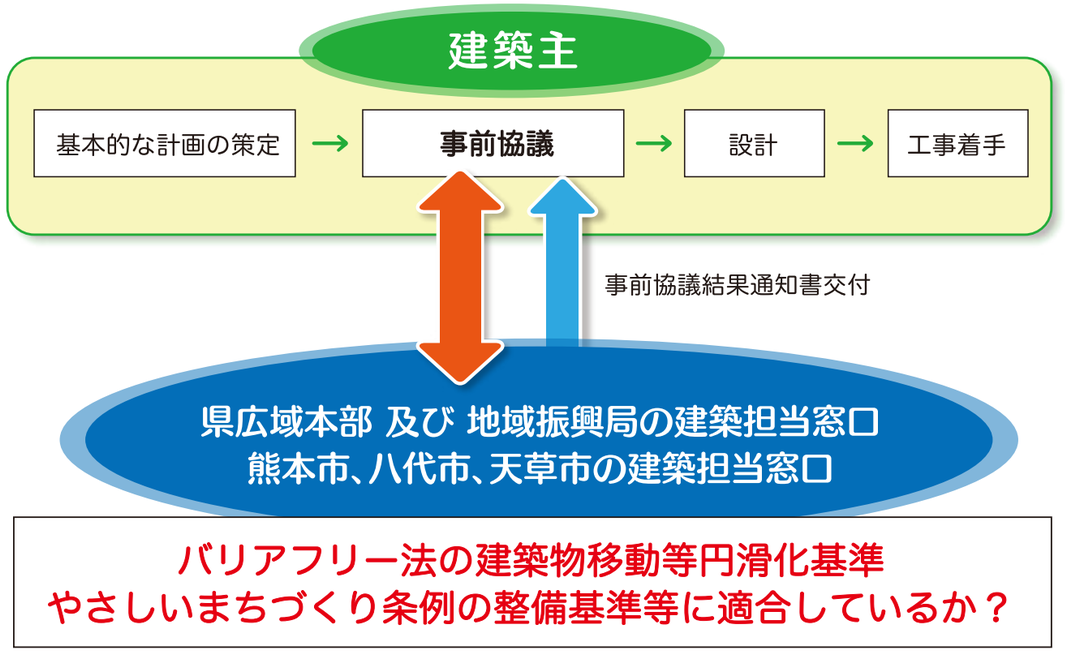

建物の種類ごとの法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積は、21ページをご覧ください。

誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント

ユニバーサルデザインによる建築物の整備では、すべての人にとって安全・簡単・快適に利用できるという視点で計画を行っていくことが必要です。

以下の整備ポイントを参考に、利用者の視点に立った整備を進めましょう。

階段 ▶▶ 11ページ

転落等の危険性の高い場所であるため、手すりの設置、段の先端のわかりやすさ、すべりにくさなど安全面に配慮する。

授乳室 ▶▶ 17ページ

授乳やおむつ交換のできる場所を設け、男性の利用も考慮し、女性のプライバシーの確保にも配慮する。

エレベーター ▶▶ 12ページ

出入口やロビーから見えやすい位置に設置し、すべての人が使いやすいものにする。

トイレ ▶▶ 13~15ページ

多様な利用者ニーズに対応できるようにトイレの配置を計画し、スペースを効率的・効果的に確保し、必要な設備を使いやすい位置に設置する。

廊下等 ▶▶ 9・10ページ

建物の用途、規模、利用状況などに応じた十分な幅を確保し、廊下途中での幅の変化を避け、設備機器等の突出物は設けない。

駐車場 ▶▶ 7・8ページ

駐車場は段差をなくし、車いす使用者用駐車スペースは玄関近くで利用しやすい位置にする。

出入口 ▶▶ 9・10ページ

車いすでの利用を考慮し必要な幅を確保するとともに、すべての人に開閉しやすい扉を設置する。

敷地内通路（アプローチ） ▶▶ 7・8ページ

建物の出入口に通じる通路は段差をなくすか緩やかな勾配のスロープにし、すべての人が安全に同じ経路で移動できるようにする。

屋外空間（駐車場・アプローチ）

利用者が不便に思うポイント

多くの方の意見

- 車いす使用時や、ベビーカーやカートを押して移動するときには、段差があると、スムーズに移動ができない。
- 移動中に杖先や車いすのキャスターが溝にひっかかると転倒しやすくなり、けがにつながる。
- ベビーカーやカートを押して移動するときは、横方向に傾斜があるとまっすぐ進めない。また、進行方向に傾斜があると勢いがついてしまう。
- （車いすの方）車の乗降時には車のドアを全開にする必要があるので、乗降用のスペースが狭いと、車の乗り降りが大変。

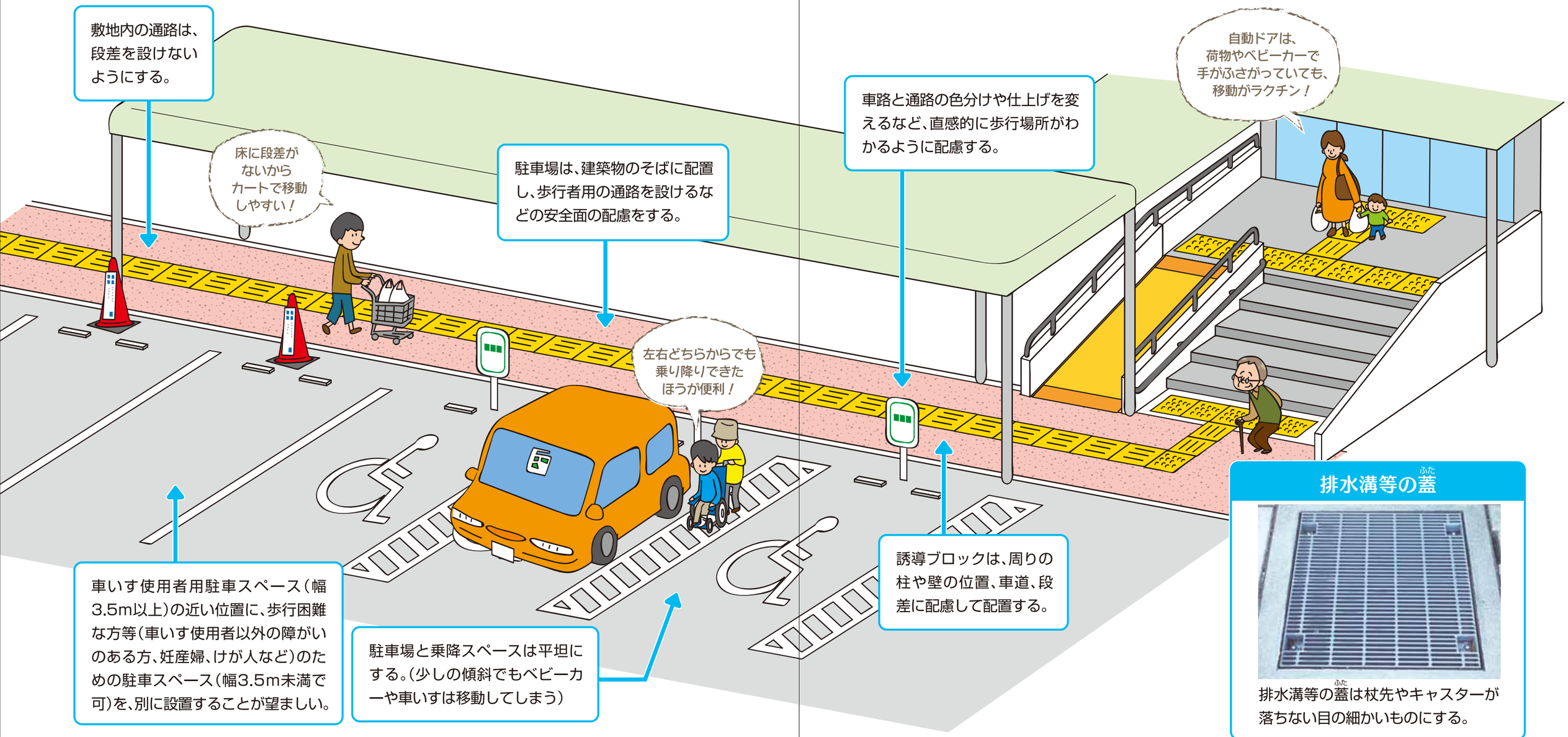

排水溝等の蓋（ふた）

排水溝等の蓋（ふた）は杖先やキャスターが落ちない目の細かいものにする。

屋内空間（出入口・廊下）

利用者が不便に思うポイント

（車いすの方）
- 十分なスペースがないときには、方向転換しづらい。
- 車いすに乗ってドアを開けるときには、車いすのフットサポートがドアや壁にぶつかりやすい。
- 通路が狭いと、歩行者とぶつかってしまう。

（高齢の方）
- 握力が弱くなってくると、重い扉の開閉が難しい。

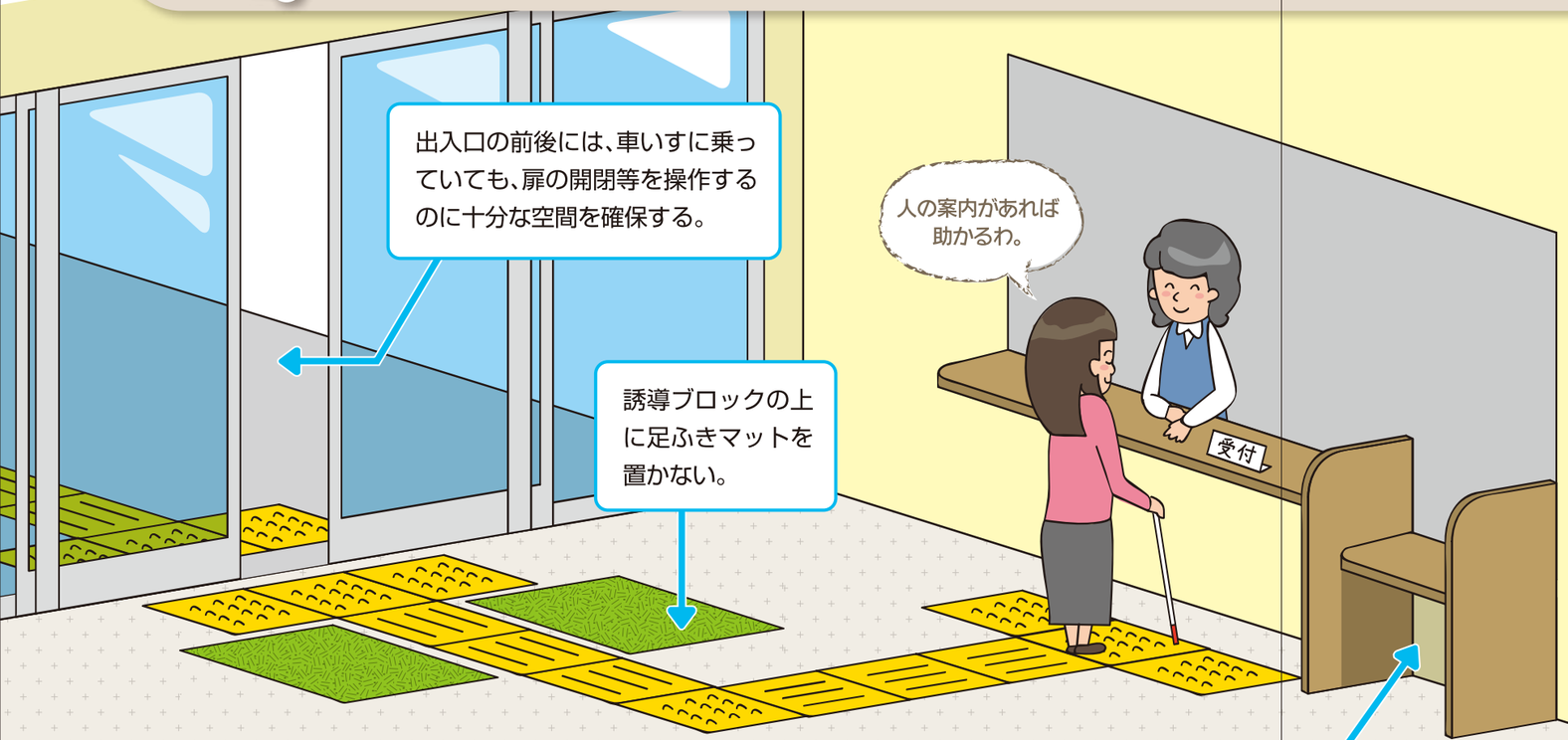

- 床には段差を設けない。
- 床は転倒の危険があるので、すべりにくい仕上げにする。

カウンター

台の高さを低くして、膝が入るスペースを設けた車いす使用者に配慮したカウンターにする。

そで壁なし　そで壁あり

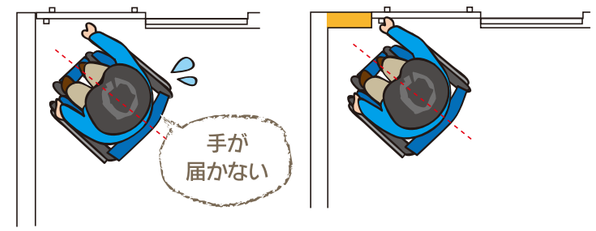

出入口にはそで壁（15～20㎝）をつけると、車いす使用者が扉を開けやすくなる。

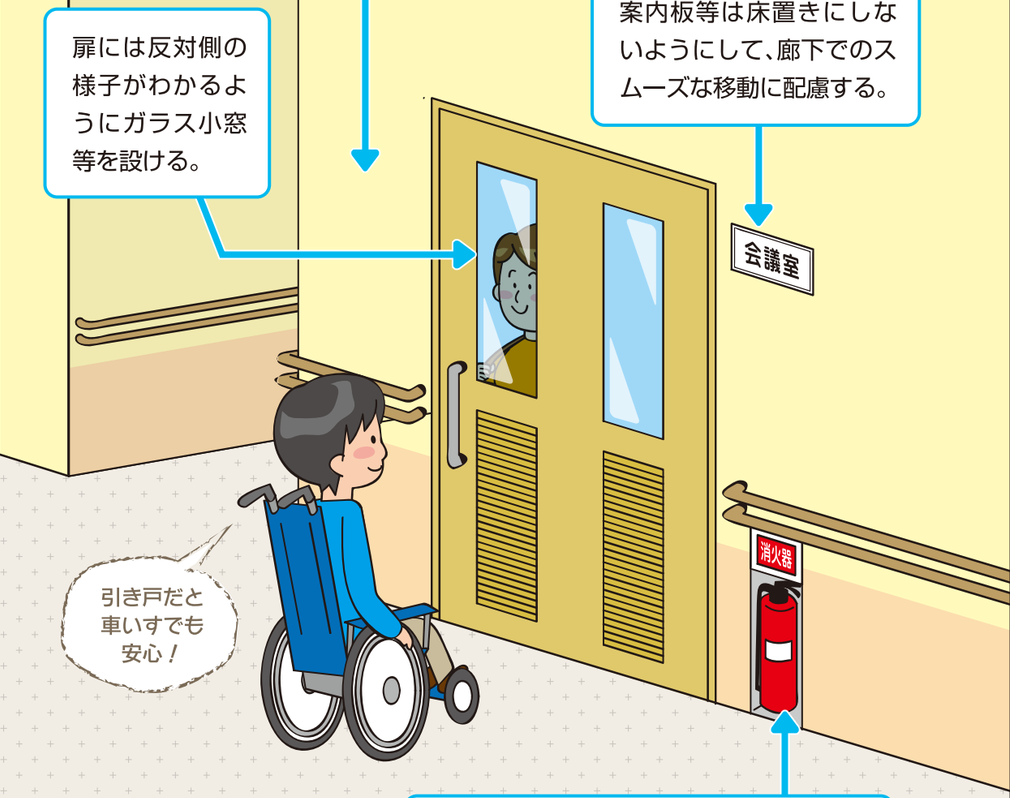

消火器等は壁埋め込み型を採用し、廊下でのスムーズな移動に配慮する。

階段

利用者が不便に思うポイント

（視覚障がいのある方）

（高齢の方）

- 段の存在が見えづらい。
- 階段は転倒しやすい。

階段には連続する握りやすい高さ・形状の手すりを設ける。

段の先端ははっきりわかる色使いにすると暗くても安心して使える。また、足元灯があると便利。

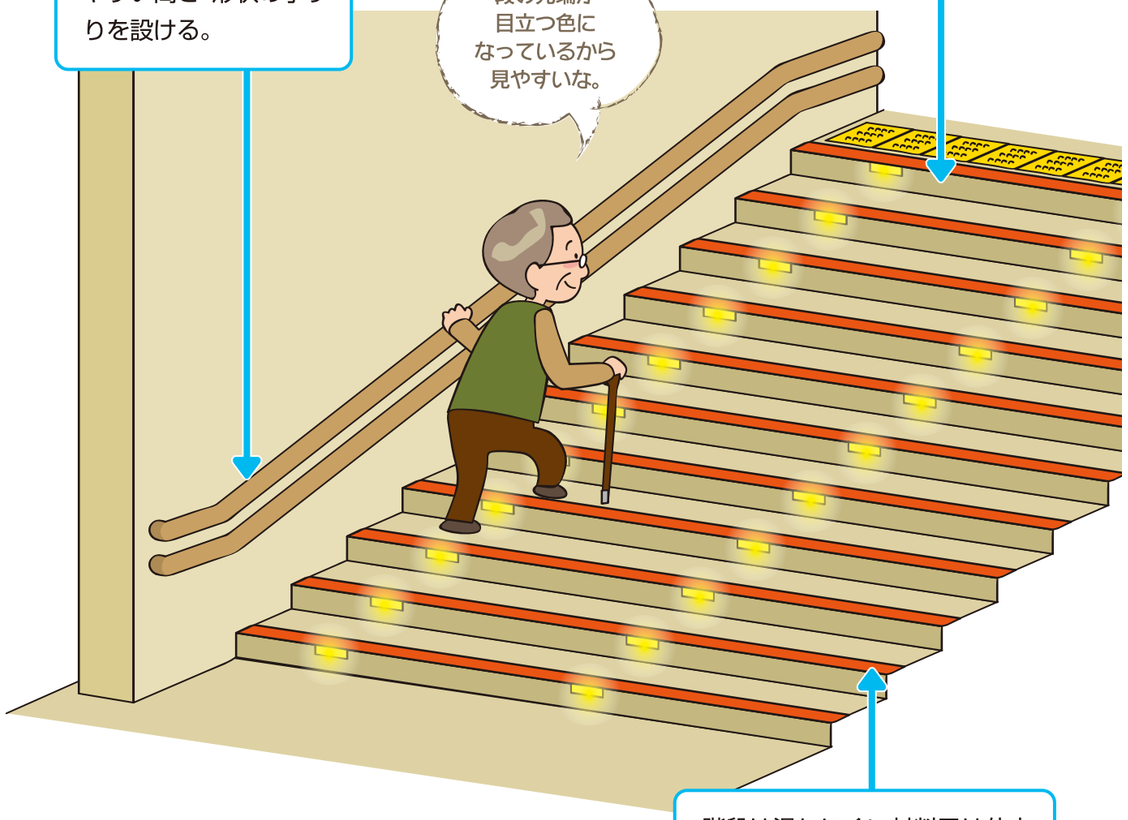

主要な階段は、建物の出入口からすぐにわかり、利用しやすい位置に設ける。

階段は滑りにくい材料又は仕上げとし、蹴込板のない階段はできるかぎり設けない。

エレベーター

利用者が不便に思うポイント

（車いすの方）

- 高い位置にあるエレベーターのボタンには、手が届かない。

エレベーターかごの側面の低い位置に操作パネルがあると、子どもや車いす使用者が操作しやすいだけでなく、混雑しているときは誰もが便利である。

床上40cm～150cm程度まである鏡をかご入口正面に設置する。

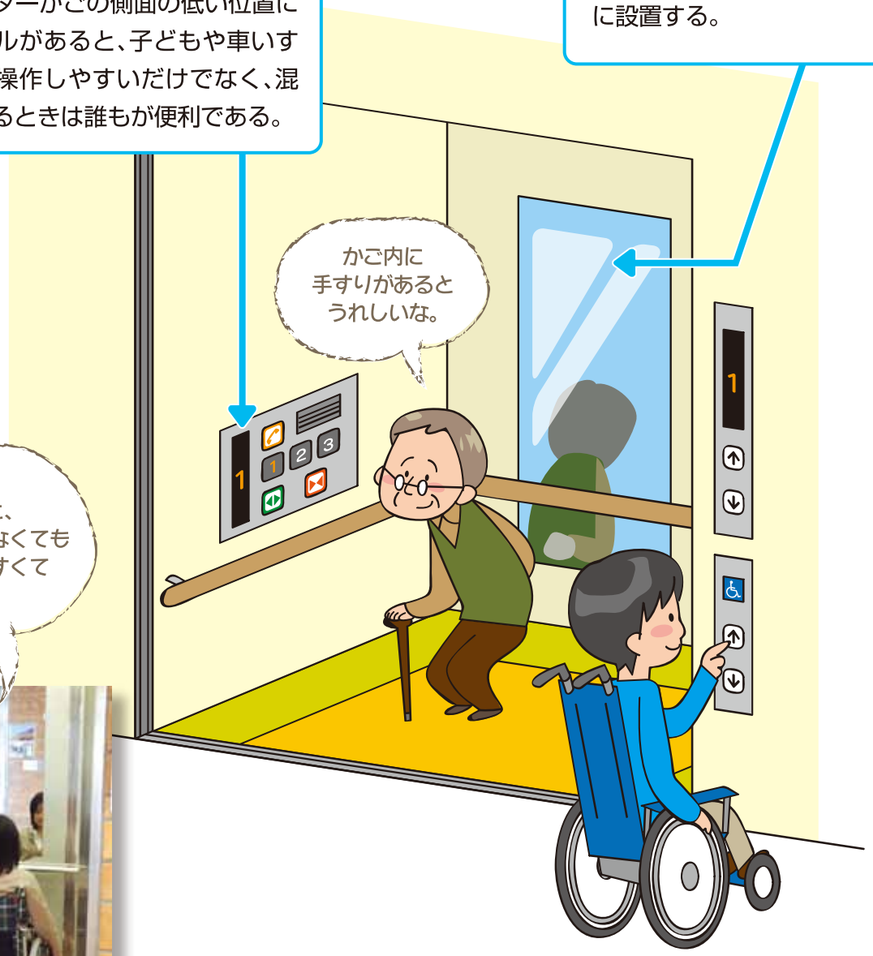

建物出入口から分かりやすい位置で階段に近接する位置に設ける。

トイレ

利用者が不便に思うポイント

多くの方の意見

- トイレの使用状況が外からわかりづらい。
- 操作ボタンが多いと、どれを押せばよいか分かりづらい。
- ベビーチェアやオストメイト対応設備など、利用したい設備がどのブースにあるかが分からなくて利用しづらい。

（車いすの方）

- 洗面台の位置が高いと、手が届かない。

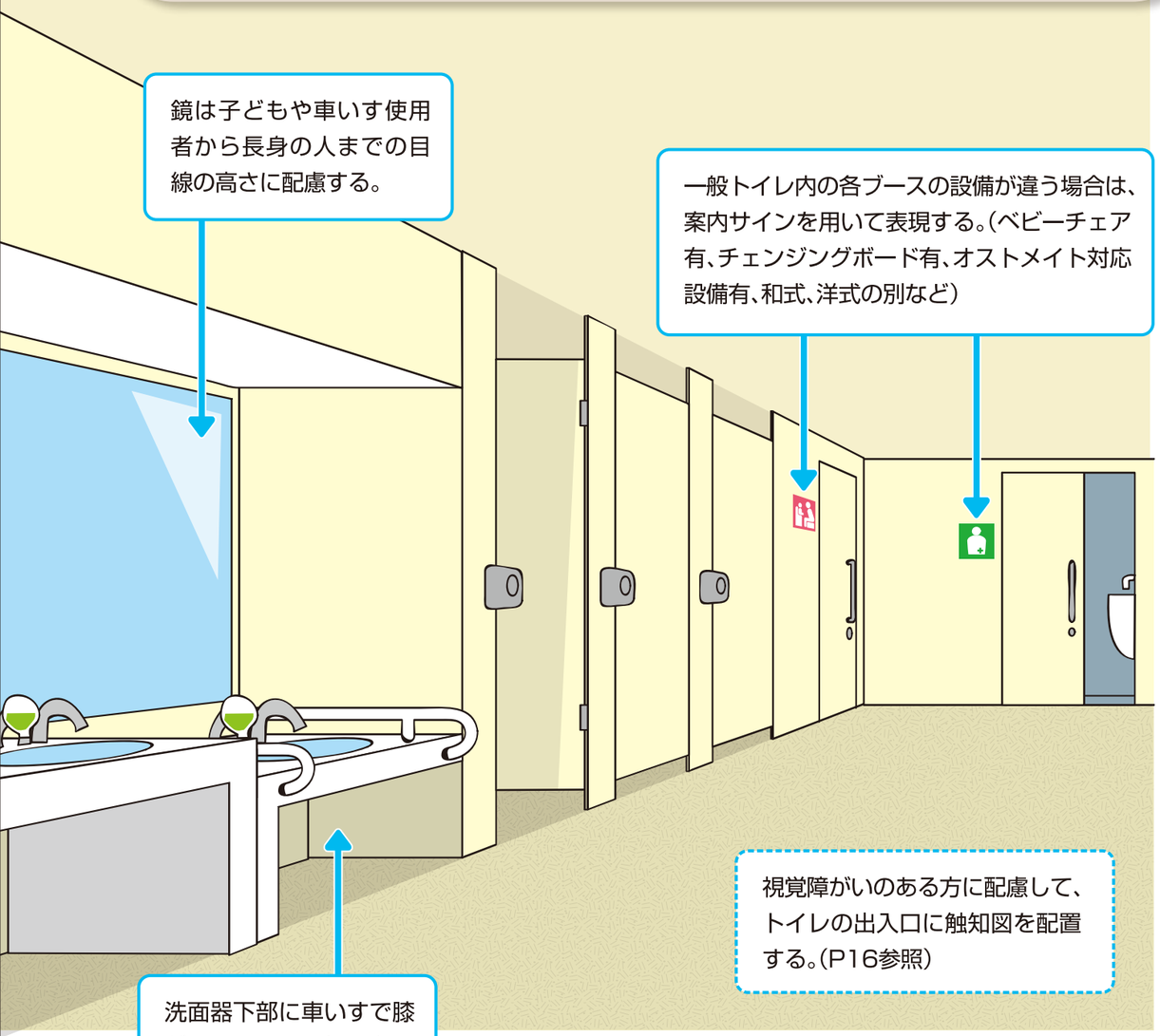

このように使われています。

オストメイト(人口肛門等保有者)

- ・パウチ(便をためておくための袋)から排泄するために汚物流しを使用。
- ・腹部を洗浄するため温水シャワーも必要。

※外見ではわからないため、多機能トイレとは別に一般トイレにオストメイト対応設備があると人の目を気にせず、利用しやすい。

多機能トイレ

利用者が不便に思うポイント

（視覚障がいのある方）

●空間が広くてトイレ内の設備の配置がわからない。

（車いすの方）

●手すりが固定式だと、車いすが便器に横付けできないから、利用しづらい。
●手すり近くに洗面器があると邪魔になって、車いすが便器に横付けできず、利用しづらい。

●多機能トイレの位置によっては、異性介護をするときに、利用しにくいことがある。

多機能トイレは、異性介助に配慮して男女どちらでも入りやすい位置に設ける。

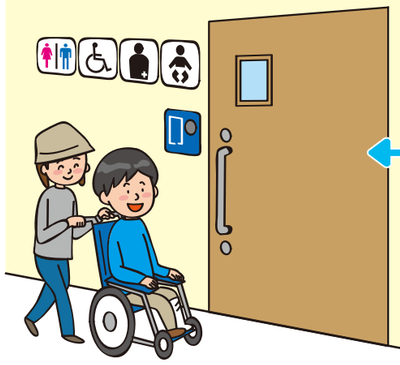

●ブースの鍵は、指が不自由な人でも操作しやすい形状のものを、操作しやすい位置に設ける。
●鍵が2つあると、子どもを連れて入った時、子どもが勝手に出ていかないようにできる。

手すりは可動式とし、車いすでアプローチしやすいものとする。その際、手すりまわりに洗面器等アプローチに邪魔になるものを配置しない。

●汚物流しなど、オストメイト対応設備（温水機能付き）を設ける。
●鏡は上半身が映るよう配置する。

●操作ボタンなどはＪＩＳ基準にあうように配置する。
●必要に応じて、触知図や音声誘導装置を設ける。

ベビーベッドなどは、扉開閉の邪魔にならないように配置する。

案内サイン

利用者が不便に思うポイント

多くの方の意見

●緊急時に必要な出入口や設備の位置がわかりづらい。
●表示内容が多すぎて、わかりづらい。
●文字が小さくて、わかりづらい。
●設置場所が暗いと、案内板が見えない。

（視覚障がいのある方）

●文字や図のサインを確認できず、各部屋の配置がわからない。

●明確で美しいデザインとし、連続的に設置する。
●ＪＩＳ規格のサインを使用する。
●表示内容は、外国語表示も行い、大事な情報に絞る。

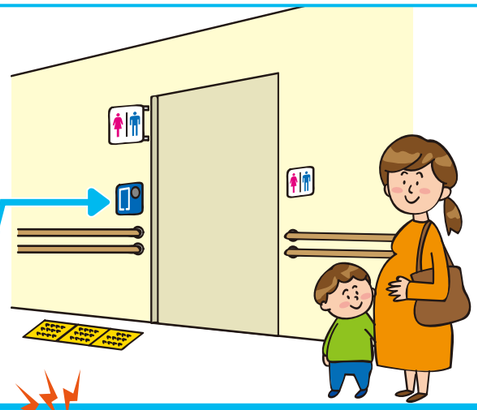

できる限り案内サインに頼らなくてよいわかりやすい平面計画にする。

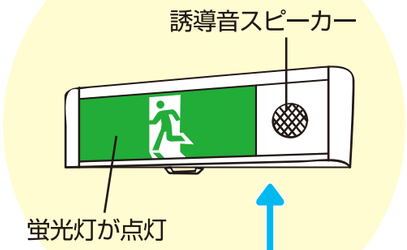

視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した避難誘導灯の設置

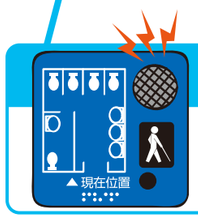

触知図

●見る･聞く･触るという複数の方法で情報を伝える。
●点字に絵柄や浮き文字を併用すると、点字が読めない人もわかりやすい。

案内図

●フロアの案内図は、白内障の方や色弱者の方に配慮して、はっきりとした色の対比をつける。
●フロア案内図の向きと、利用者の進行方向が一致するように配置する。
●音声案内があると安心。
●荷物を置くスペースや白杖をかけるスペースを設ける。

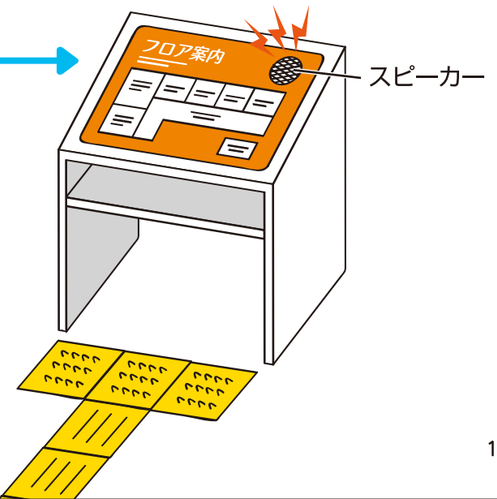

他にもこんな整備ポイントがあります。

授乳室

利用者が不便に思うポイント

（妊産婦の方）

●授乳室がない施設は、赤ちゃんがいると利用しづらい。
●荷物置きスペースが少ないと使いづらい。

授乳できるスペースやおむつ交換のできる場所を設ける。

瞬間湯沸器・電気ポット・流し台等を設ける。

母乳を与えるスペースは、授乳室とは別室にするかカーテン等を設け、男性の利用も考慮する。

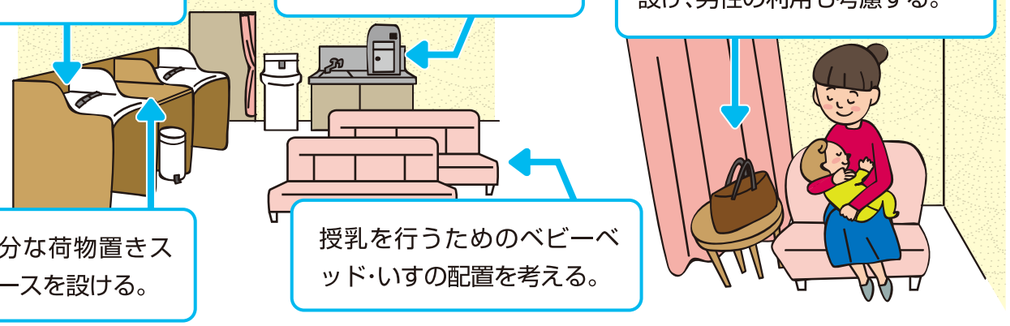

十分な荷物置きスペースを設ける。

授乳を行うためのベビーベッド・いすの配置を考える。

カウンター

利用者が不便に思うポイント

（車いすの方）

●カウンターの位置が高いと、物を置いたり、紙に書いたりする作業はむずかしい。

座位のカウンターでは、車いすを引き寄せることに利用できる手すりや、踏み込みの空間を設ける。

杖や荷物を置くことが出来る工夫などがカウンターにあると良い。

腰かけ椅子があると楽。

手すり

利用者が不便に思うポイント

●手すりの先端が突き出していると、ものがひっかかったりする。

左右に設置すると、利き手や上り下りに関わらず使える。また、２段に設けるといろんな人に対応できる。

下段の手すりは、細めの手すりにすると、小さい手や弱い握力でも握りやすい。

手すりの先端は突き出さないように適切に処理する。

手すりは樹脂製や木製のものを使用するなど握りやすいものとする。

バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

バリアフリー法で定められた規模の大きな建築物等については、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。

また、利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至るいくつかの経路のうち、必ず１つ以上は**高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）**としなければなりません。

例えば、利用居室からトイレに行くのに何通りかの行き方があるとき、そのうちの少なくとも１つは移動等円滑化経路の基準を適用する必要があります。

＜バリアフリー法のポイント＞

以下の表にバリアフリー法に示されている基準のポイントを記載していますが、整備基準の詳細はバリアフリー法をご確認ください。

場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
出入口	（移動等円滑化経路） ①車いすが通過できる幅にする。 ②自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
廊下等	①滑りにくい仕上げとする。 （移動等円滑化経路） ・車いすで通行しやすい幅にする。 ・車いすの転回場所を確保する。 ・自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
階段	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとする。 ③段がわかりやすい色彩、つまずきにくい構造とする。 ④段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 ⑤回り階段としない。 （移動等円滑化経路） ・階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く）
階段に代わる又は併設する傾斜路	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとし、前後の廊下等と識別しやすいものとする。 ③傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 （移動等円滑化経路） ・階段に代わるものは車いすで通行しやすい幅、階段に併設するものにあっては車いすで通行できる幅とする。 ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配とする。 ・車いすが回転できる幅の踊場を設ける。
便所	①便所内に、車いす使用者用便房を１以上設置する。 ②便所内に、オストメイト対応器具を設けた便房を一以上設置する。 ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器その他これらに類する小便器を１以上設置する。

場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
エレベーター	（移動等円滑化経路） ・かごは必要階（車いす使用者等が利用する階）に停止させる。 ・かごと昇降路の出入口の幅は、車いすが通過できる幅にする。 ・かご内は車いす使用者の出入りに支障のない大きさとする。 ・乗降ロビーは、高低差がないものとし、車いすの回転スペースを設ける。 ・かご内と乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に操作パネルを設ける。 ・かご内に、停止予定階と現在位置を表示する装置を設ける。 ・乗降ロビーに、かごの昇降方向を表示する装置を設ける。 **【不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設置するものの場合】** ・上記の条件を満たすエレベーターにする。 ・かごの幅は、車いすが転回できる幅及び構造とする。 **【不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものの場合】** ・上記の条件を満たすエレベーターとする。 ・かご内に、かごの到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設ける。 ・かご内と乗降ロビーに設ける点字その他の方法により視覚障害者が利用しやすい操作パネルを設置する。 ・かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設置する。
敷地内の通路	①滑りにくい仕上げとする。 ②段がある場合には、手すりを設ける。 ③段がわかりやすい色彩、つまずきにくい構造とする。 ④傾斜路には、手すりを設ける。 ⑤傾斜路は、前後の廊下等と識別しやすいものとする。 （移動等円滑化経路） ・車いすで通過しやすい幅にする。 ・車いすの転回場所を確保する。 ・自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。 ・階段に代わるものは車いすで通行しやすい幅、階段に併設するものにあっては車いすで通行できる幅とする。 ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配とする。 ・車いすが回転できる幅の踊場を設ける。
駐車場	・車いす使用者用駐車施設を１以上設置する。 ・車いす使用者が乗降に要する幅とする。 ・車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さが短くなる位置に設ける。
ホテル又は旅館の客室	①車いす使用者用客室を１以上設置する（客室の総数が50以上の場合）。 ②車いす使用者用客室の便所 ア　車いす使用者用便房を設ける。 イ　便所の出入口は、車いすが通行できる幅以上とし、戸を設ける場合には、自動ドアや引き戸とし、その前後に高低差をなくす。 ③車いす使用者用客室の浴室等 ア　浴室、シャワー、手すり等を適切な場所に配置する。 イ　車いすが回転できるスペースを確保する。 ウ　車いすが通過できる幅にする。 エ　引き戸とする。
標識等	①エレベーター、便所、駐車施設があることの表示を見やすい位置に設ける。 ②標識は、内容が容易に識別できるものにする。 ③エレベーター、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設ける。 ④建築物又、エレベーター、便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設置する。
視覚障害者移動等円滑化経路	①道等から案内板等までの経路は、そのうち１以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にする。 ②視覚障害者移動等円滑化経路は周囲の床面等と識別しやすい線状・点状ブロック等の敷設、又は音声による誘導設備を接地する。 ③敷地内の通路の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。

＜やさしいまちづくり条例のポイント＞

以下の表に、本県のやさしいまちづくり条例の基準のポイントを記載していますが、詳細は条例をご確認ください。

① 建築物特定施設

区分	対象となる特定建築物	基準
車いす使用者用便房※	すべて	非常呼出し装置の設置
便所	2,000m²以上の病院、官公署等 30m²以上の公衆トイレ	①オストメイト対応洗浄装置付き汚物流しの設置 ②その他オストメイト対応設備の設置 ③衣服を掛けるための金具の設置
	病院、集会所、官公署、飲食店等	おむつ交換台等の設置
敷地内通路	すべて	格子間隔の狭いグレーチングの設置
エレベーター※ （移動等円滑化経路を構成するもの）	すべて	①手すりの設置 ②扉開閉状況確認用の鏡の設置
客室	ホテル及び旅館	次の基準に適合する客室1以上の設置 ①車いすの移動等に十分な床面積の確保 ②床は滑りにくく、段を設けない ③非常時に避難しやすい位置に配置 ④車いす使用者対応のトイレ、洗面所、浴室等の設置 ⑤視覚障がい者及び聴覚障がい者に対応した非常警報設備の設置
浴室等	不特定多数が利用する浴室等を有するもの	車いす使用者対応の浴室等の設置

② 整備施設

区分	対象となる特定建築物	基準
案内標示	すべて	ピクトグラム（図記号）併用の案内標示板等の設置
公衆電話台※	すべて	車いす使用者対応の電話台の設置
券売機	すべて	次の基準に適合する券売機の設置 ①車いす使用者対応の券売機 ②視覚障がい者対応の券売機（点字表示等）
カウンター	すべて	車いす使用者対応のカウンターの設置
避難誘導灯※	すべて	視覚障がい者対応の点滅型誘導音装置付き誘導灯等の設置
客席	劇場、集会場等	次の基準に適合する車いす使用者用客席1以上の設置 ①幅90cm以上、奥行き120cm以上 ②床は滑りにくく平たん ③車いす使用者用であることの表示 ④出入口等から移動しやすい場所に配置 ⑤通路幅120cm以上 ⑥段差にかわる傾斜路の設置
更衣室	一般公共用の体育館等	次の基準に適合する更衣室1以上の設置 ①車いす使用者が円滑に通過できる出入口 ②更衣用のいす等の設置 ③車いす使用者対応のシャワー設備及び洗面台の設置 ④ロッカーの設置 ⑤非常呼出し装置の設置
休憩場所等	集会場、物販店、官公署、母子健康センター等	次の基準に適合する授乳室等1以上の設置 ①個室又は外部から見えないようカーテン等を設置したもの ②授乳用のいすの設置 ③幼児用のいす等の設置 ④乳幼児用のベッド等の設置 ⑤流し台等及び汚物入れの設置
レジ通路	物販店	次の基準に適合するレジ通路1以上の設置 ①幅員90cm以上　②段を設けない ③床面は水平

※当該施設を設けた場合に限る

＜法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧＞

法令の基準適合義務及び事前協議については、下表の面積以上の建築物が対象となります。

用　途	バリアフリー法の基準適合義務対象床面積	事前協議対象面積
盲学校・聾学校・養護学校	※ 1000m²	300m²
小、中、高、大学・専門学校・専修学校・各種学校等	2000m²	300m²
幼稚園	×	300m²
病院・診療所	※ 1000m²	100m²
劇場・観覧場・映画館・演芸場	2000m²	300m²
集会場・公会堂	2000m²	300m²
展示場	2000m²	300m²
卸売市場	×	300m²
百貨店・マーケット・物販店	2000m²	100m²
ガソリンスタンド	2000m²	100m²
ホテル・旅館	2000m²	300m²
保健所・税務署等	※ 1000m²	300m²
事務所（上記以外）	×	300m²
共同住宅・寄宿舎・下宿	×	300m²
老人ホーム・福祉ホーム等	※ 1000m²	300m²
保育所・福祉ホーム等（上記以外）	×	300m²
老人福祉センター・身体障害者福祉センター等	※ 1000m²	300m²
児童厚生施設	2000m²	300m²
一般公共用の体育館・水泳場	※ 1000m²	300m²
上記以外の体育館・水泳場・運動施設等	×	300m²
ボーリング場・遊技場	2000m²	300m²
博物館・美術館・図書館	※ 1000m²	300m²
公衆浴場	2000m²	300m²
飲食店	2000m²	100m²
上記以外のキャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等	×	300m²
郵便局・銀行・質屋・貸衣装屋等のサービス業を営む店舗	2000m²	100m²
理髪店・美容室・クリーニング取次店等	2000m²	30m²
自動車教習所・学習塾・華道教室・囲碁教室等	×	300m²
工場	×	300m²
バス・船・空港ターミナル施設	2000m²	300m²
一般公共用の駐車場	2000m²	300m²
上記以外の駐車場	×	300m²
公衆便所	50m²	30m²
公共用歩廊	2000m²	×

※1000m²への引き下げは条例によるもの

ハートフルパス（障がい者等用駐車場利用証）制度

県では障がい者等用駐車場利用の適正化を図るため、ハートフルパス制度を推進しており、御協力いただける施設を募集しています。

制度のポイント

1 協力施設として登録されると、施設名を県庁ホームページに掲載するなど周知するとともに、入口と駐車場に掲示するステッカーを県から交付します。
2 利用証（一定の基準に該当する歩行困難な方に県が交付）の掲示が必要なため、障がい者等用駐車場の不適正利用の減少が期待できます。
3 施設のイメージ向上やハートフルパス利用者の来客数の増加が期待できます。

●制度の詳細や登録方法等については、下記までお問い合わせください。

熊本県健康福祉政策課福祉のまちづくり室
☎096(333)2202　県ホームページ ハートフルパス　検索

おでかけ安心トイレ普及事業

高齢者、障がい者、乳幼児連れの方など誰もが、トイレの心配をすることなく外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレを、施設の利用者以外も利用可能としている公共施設や民間施設を対象に、協力施設として募集し登録を行い、様々な方法でそのトイレの情報発信を行っています。

●制度の詳細や登録方法等については、下記までお問い合わせください。

熊本県健康福祉政策課福祉のまちづくり室
☎096(333)2202　県ホームページ おでかけ安心トイレ　検索

民間建築物のUD改修に対する助成

県では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすいよう改修をされる際に、市町村とともに建築費の一部を助成する制度（UD建築物整備促進事業）を設けています。助成額は**200万円**、または**50万円**※を限度とし、一定の基準を満たすことが必要となります。

※市町村が確保している予算、実施工事の内容によって変わります。

●利用できる市町村や助成条件などは、下記までお問い合わせください。

熊本県土木部建築課アートポリス・UD班
☎(096)333-2537　県ホームページ 熊本県UD補助　検索

障がい者や高齢者の住宅改造に対する助成

在宅の重度障がい児・者や要介護高齢者の世帯に対し、自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる住宅改造に必要な経費について一部助成します。

●詳しくは、お住まいの市町村役場の福祉担当課へお問い合わせください。